

令和4年度吉野川水系水利用連絡協議会

第1回幹事会の開催について

1. 令和4年度 吉野川水系水利用連絡協議会 第1回幹事会 (WEB 形式)

(幹事長: 四国地方整備局 河川部長 ^{ながお} ^{じゅんじ} 長尾 純二)

(1) 日 時 令和5年3月10日(金) 13時30分～

(2) 議 題 ①「吉野川水系吉野川ダム群の貯水池運用状況について」
②「降水の状況と今後の見通しについて」
③「取水制限対策について」
④「その他」

(3) 報道機関の方へ

議題①から議題②までを、YouTube によるリアルタイム配信します。

※YouTube配信URL (<https://youtube.com/live/ZSjQeJXQTfw?feature=share>)

●吉野川の状況について

池田上流域における降雨量は、下記のとおり少ない状況です。

(1月 平年 77.1mm、実績 71.7mm)

(2月 平年 99.3mm、実績 51.1mm)

(3月 平年 154.9mm、実績 4.6mm)

※雨量の平年値は、過去30年(平成5年～令和4年)です。

今後、無降雨が続いた場合、早明浦ダム貯水率が低下することが予想され、取水制限について協議を行うため、『令和4年度吉野川水系水利用連絡協議会 第1回幹事会』を開催します。

3月9日午前0時現在の早明浦ダムの貯水状況は、次のとおりです。

(A) 利水貯水量 7, 430万立方メートル

(B) 利水確保貯水容量 12, 061万立方メートル

(C) 貯水率 61.6% $[(A) \div (B) \times 100]$

決定事項については、3月13日(月)午後に記者発表させていただく予定です。

令和5年3月9日

吉野川水系水利用連絡協議会

事務局: 国土交通省四国地方整備局

問い合わせ先 (★: 主な問い合わせ先)

国土交通省四国地方整備局河川部

水政課長 ^{しらと} 白土 ^{あきみち} 晶通 (内線: 3551)

★水政課長補佐 ^{くれたに} 榑谷 ^{ひでのり} 英範 (内線: 3552)

TEL 087(811)8316(水政課)

河川管理課長 ^{やなぎ} 柳 ^{ただかず} 忠和 (内線: 3751)

★河川管理課長補佐 ^{とみなが} 富永 ^{たけふみ} 剛史 (内線: 3755)

TEL 087(811)8320(河川管理課)

早明浦ダム節水運用シミュレーション状況図

2023/3/9

- 流況
 - 無降雨流況
- 取水制限
 - ・徳島県自主節水(3月8日9時～)
 - 工業用水4m3/s削減

※確保貯水量：発電をのぞく利水の満水量です。時期によって変わります。



吉野川水系水利用連絡協議会規約

（名称）

第1条 本会は、吉野川水系水利用連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、関係行政機関等により吉野川水系における関係利水者間の水利用等について総合的に協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の運用に関すること。
- (2) 水利用の実態に関すること。
- (3) 水象等に係る広報に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

- 2 協議会に、会長及び副会長1名を置く。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長をたすけ、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、四国地方整備局長の職にある者をもってあてる。
- 6 副会長は、会長が指名する者をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

（幹事会）

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、四国地方整備局河川部長の職にある者をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、必要に応じ分科会を置き、幹事会に属する事項を分掌させることができる。
- 7 幹事会及び分科会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会にはかつて定める。

(任期)

第7条 委員及び幹事の任期は、その職にある期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、事務局を四国地方整備局河川部に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(規約の改正)

第9条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この規約は、昭和５０年３月２７日から施行する。

昭和５４年	３月３０日	一部改正
昭和５６年	５月１１日	一部改正
昭和５７年	５月１９日	一部改正
昭和５８年	５月１９日	一部改正
昭和５８年	８月１７日	一部改正
昭和５９年	５月３０日	一部改正
昭和６０年	４月２６日	一部改正
昭和６１年	５月２１日	一部改正
昭和６２年	４月２７日	一部改正
昭和６３年	５月１７日	一部改正
平成 元年	５月３１日	一部改正
平成 ２年	５月２５日	一部改正
平成 ４年	５月２５日	一部改正
平成 ５年	５月１１日	一部改正
平成 ６年	５月１２日	一部改正
平成 ７年	５月 ８日	一部改正
平成 ８年	５月１３日	一部改正
平成１０年	５月２１日	一部改正
平成１１年	５月１８日	一部改正
平成１２年	５月１８日	一部改正
平成１３年	５月１８日	一部改正
平成１４年	５月３０日	一部改正
平成１５年	５月３０日	一部改正
平成１６年	５月２６日	一部改正
平成１７年	５月１８日	一部改正
平成１８年	５月１６日	一部改正
平成１９年	５月３１日	一部改正
平成２０年	５月３０日	一部改正
平成２１年	６月１６日	一部改正
平成２２年	６月 ４日	一部改正
平成２３年	７月 ６日	一部改正
平成２４年	３月２８日	一部改正
平成２４年	６月１２日	一部改正
平成２５年	５月３０日	一部改正
平成２６年	４月 ７日	一部改正
平成２７年	４月 １日	一部改正
平成２７年	６月１５日	一部改正
平成２７年	１０月１５日	一部改正
平成２８年	４月１３日	一部改正
平成２９年	４月１３日	一部改正
平成３０年	４月１８日	一部改正
平成３１年	４月 ５日	一部改正
令和 元年	５月 １日	一部改正
令和 元年	７月 ８日	一部改正

令和	2年	4月	7日	一部改正
令和	3年	4月	7日	一部改正
令和	3年	7月	8日	一部改正
令和	4年	4月	6日	一部改正

別表 1 (委 員)

四国地方整備局長

中国四国農政局 農村振興部長

四国經濟産業局 産業部長

独立行政法人 水資源機構 吉野川本部長

徳島県 県土整備部長

〃 農林水産部長

香川県 政策部長

〃 農政水産部長

〃 土木部長

愛媛県 土木部長

高知県 土木部長

電源開発（株） 西日本支店長

四国電力（株） 需給運用部長

別表2 (幹 事)

四国地方整備局 河川部長

〃 河川部 河川調査官
 〃 〃 河川情報管理官
 〃 〃 水政調整官
 〃 〃 水政課長
 〃 〃 河川計画課長
 〃 〃 河川管理課長
 〃 企画部 企画課長
 〃 徳島河川国道事務所長
 〃 吉野川ダム統合管理事務所長

中国四国農政局 農村振興部 事業計画課長

中国四国農政局 農村振興部 水利整備課長

四国経済産業局 産業部 産業振興課長

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課長

独立行政法人 水資源機構 吉野川本部 施設管理課長

徳島県 県土整備部 水管理政策課長

徳島県 農林水産部 生産基盤課長

香川県 政策部 水資源対策課長

香川県 農政水産部 農政水産部次長（兼）土地改良課長

香川県 土木部 河川砂防課長

愛媛県 土木部 河川港湾局 水資源・ダム政策監

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課長

高知県 土木部 河川課長

電源開発（株） 西日本支店 支店長代理

四国電力（株） 需給運用部 需給統括グループリーダー